

平成22年11月11日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会

専務理事 内田 康



紫外線防止用化粧品のS P F及びU V Aに係る表現について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、紫外線のヒトへの影響に関する社会的関心が年々高まってきた中、日本化粧品工業連合会では、S P F測定法基準を自主基準として作成し、平成4年1月から発効致しました。

作成した理由の一つに、当時我が国においてS P F測定法基準がなかったため、同じ数値のS P Fを表示した製品においても、効果が必ずしも同一ではなく、消費者を混乱させる要因となっていたことから、これを回避する目的がありました。

その後、S P F測定法基準は数度にわたって改正を行い、さらに、U V A測定法基準も設けて今日まで運用してまいりました。

このような統一した測定法基準の設定により、消費者の混乱は解消されてきたと理解しております。

一方、数年前にEU委員会が、特に「U V Aの防止効果」に重きを置いたロゴ表示や注意表示に関する新たな考え方を「勧告(Recommendation)」として示したため、EU諸国ではこれに準じて表示された化粧品が流通するようになりました。さらに、EU諸国で製造され、この主旨に沿って表示された紫外線防止用化粧品が、最近日本でも流通するようになってきましたが、加えて、日本国内において、この表示について消費者への啓発活動を行う事例も起きています。

EU諸国で流通している化粧品を日本に輸入する場合、表示につきましては特に変更することなく流通することはやむを得ないものと考えますが、この表示の内容を消費者に啓発することは、日本の消費者を混乱させる要因につながるものと考えます。また、上記のEU委員会の考え方は、あくまでもEU諸国において適用される考え方であり、この内容を啓発することは、我が国においてはいわゆる優良誤認に相当する恐れもあるものと考えております。

会員各位におかれましては、上記の事例に限らず、消費者を混乱させる活動は、お控えくださるようよろしくお願ひ申し上げます。

敬具